

広島県管理河川大規模氾濫時の減災に向けた取組方針

平成30年2月7日

広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会

(東部建設事務所管内)

I 取組方針の策定の趣旨について

平成27年9月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫による家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、多数の孤立者が発生する事態となりました。今後もこのような河川施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念されます。

こうした背景から、平成27年12月に社会資本整備審議会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されました。国土交通省ではこの答申を踏まえ、施設の能力には限界があり施設では守りきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、新たに、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、全国の直轄河川とその沿川市町村において、減災に向けたハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に進めることとしました。県内では国が管理する4つの一級河川において「大規模氾濫時の減災対策協議会」を設置して、地域で取組が進められています。

こうした中、平成28年8月以降に相次いで発生した台風による豪雨災害では、中小河川においても甚大な被害が発生しており、このような状況を鑑み、県管理河川においても水害から命を守る「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を推進していくこととしました。

本県では、平成26年8月20日に広島市で発生した大規模な土砂災害を契機に、官民が一体となった『広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動』を展開しているところであり、こうした河川での洪水に備え、県管理の一級河川指定区間と二級河川を対象に、平成29年2月、広島県、三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅町、神石高原町、中国地方整備局及び広島地方気象台が参画した広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会（東部建設事務所管内）を設置し、減災のための目標を共有し、より実効性のある防災・減災対策を総合的・計画的に推進していくこととしています。

このため協議会では、減災に向けた施策を実効性をもって着実に推進するための指針となる「広島県管理河川大規模氾濫時の減災に向けた取組方針」を策定し、これに基づき、各構成員の役割分担のもと、各種取組を積極的に推進していきます。

Ⅱ 地域の状況等について

1 地域の状況

当協議会の所管区域は、広島県東部に位置する三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅町及び神石高原町の4市2町、面積は約2,131km²、人口は約76万人で、芦田川沿川に平野部があるが、全般に起伏が多く山地が多い地勢です。

また河川数は172河川、河川延長は約775kmで、三原市から福山市へ至る芦田川水系、島根県境を超える江の川水系、岡山県境を超える高梁川水系の一級河川と東広島市から三原市へ至る沼田川水系、三原市から尾道市を流下し福山市へ至る藤井川等の二級河川が流れています。

2 過去の主な洪水被害

一級河川芦田川水系では、古くは大正8年7月の梅雨前線豪雨により福山市や府中市などで死者23名、昭和20年9月の枕崎台風では死者85名がでるなど甚大な洪水被害が発生し、その後も昭和47年6月の台風による浸水家屋33棟、昭和51年9月の台風による浸水家屋22棟や、昭和60年6月の梅雨前線豪雨による浸水家屋146棟など多大な被害が生じています。

平成28年6月の梅雨前線豪雨に伴う瀬戸川、手城川等の氾濫により、建物の半壊13棟、一部損壊23棟、床上浸水63棟などの大きな浸水被害が発生したことは記憶に新しいところです。

また、二級河川羽原川では、河口部において高潮による浸水被害が頻発しており、平成16年から平成17年にかけて台風が相次いで来襲し、特に平成16年8月の台風16号では福山市で255棟が浸水するなど、大きな被害が発生しています。

二級河川沼田川では、昭和60年6月の梅雨前線豪雨や平成5年7月の台風などで浸水被害が生じており、特に平成11年6月の梅雨前線豪雨では、三原市等で浸水家屋289棟の被害を生じるなど本・支川で広範囲にわたり被害を繰り返しています。

こうした洪水被害に備えて計画的に河川整備を実施しているところですが、近年の気候変動により、平成27年の関東・東北豪雨による茨城県鬼怒川における被害や平成28年の台風10号による岩手県小本川における被害など、施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されており、より一層のハード対策とソフト対策を用いた防災・減災対策に取り組む必要があります。

Ⅲ これまでの主な取組状況について

1 河川整備による災害防止・減災対策

(1) 河川改修事業等の推進

平成 28 年に「ひろしま川づくり実施計画 2016」を策定し、広島県が管理する一級河川（指定区間）及び二級河川における河川改修事業等の実施箇所について、「客観的な評価指標による優先順位付け」により全箇所をランク別に区分し事業実施箇所を決定しました。

この計画に基づき、河川の流下断面を広げるなどにより洪水を安全に流下させる河川改修事業等を計画的に実施しています。

(2) 河川内の堆積土等の除去

河川内の堆積土や樹木は、洪水時に流れを阻害することで河川の水位を上昇させ浸水などの被害を助長するおそれがあります。このため、平成 28 年に「河川内の堆積土等除去計画」を策定し、管理基準を定めて計画的に堆積土等の撤去を行っています。

2 自助, 共助, 公助による地域防災力の向上

(1) 基準水位の見直し

広島県では平成 28 年度から、洪水予報河川及び水位周知河川で設定している氾濫危険水位等の基準水位について、「越水するまでに避難が完了する」ことを前提に見直しに着手しています。

基準水位の見直しに当たっては、市町長による避難勧告等の適切な判断と住民の避難行動に結びつくよう、避難勧告等の発令に携わる職員など関係者の方々に構成するワークショップにおいて、避難勧告等の発令に関する行動や手順を議論し、「住民の避難行動の実態に即したリードタイムの検証」を行うとともに、河川管理者、市町及び住民の行動を時系列に沿って整理したタイムラインを作成しています。

(2) 洪水浸水想定区域図の作成

これまでに洪水予報河川及び水位周知河川において「計画降雨」（河川整備において基本となる降雨）による洪水浸水想定区域図を作成し、公表しています。また、平成28年度から「想定最大規模降雨」（想定し得る最大規模の降雨）による洪水浸水想定区域図の作成に着手しており、順次公表していきます。

(3) 堤防の浸透・侵食に関する監視強化

広島県では平成28年度から浸透・侵食により堤防機能に支障及び変状が生じる可能性が高い区間を重点監視区間として定め、これを出水時に監視し、変状が発見された場合には、市町へ情報提供し、避難勧告等の発令に役立てています。

平成28年度に、沼田川（延長＝1.05km）、黒瀬川（延長＝0.25km）、瀬戸川（延長＝1.30km）及び猪之子川（延長＝1.10km）を重点監視区間に設定しました。

(4) 河川防災ステーションの整備

県管理河川では、洪水時等における円滑かつ効果的な河川管理施設保全活動及び緊急復旧活動を行うための水防活動の拠点として、沼田川水系沼田川と黒瀬川水系黒瀬川にヘリポートや水防センターを備えた河川防災ステーションを整備しています。

このうち沼田川防災ステーションでは、出水期前に水防工法講習会を実施しているほか、洪水時の内水排除や洪水排水を目的とした排水ポンプ車を配備しています。

(5) 要配慮者利用施設の管理者等に対する説明会の実施

平成28年度、県内の要配慮者利用施設の管理者や市町の水防担当者、福祉担当者等を対象に、水害や土砂災害に対して適切な避難行動がとれるよう、河川情報や防災気象情報の活用等に関する説明会を開催しました。

(6) 防災情報の提供

広島県内における雨量や河川水位等の観測情報は、水防テレメータシステムにより集約して「広島県河川防災情報システム」により住民等へ配信しています。

(7) 防災に係る普及啓発

平成26年8月に広島市で発生した土砂災害を踏まえ、防災力の強化に向けてこれまで以上に推進していくこととした「知る」、「察知する」、「行動する」、「学ぶ」、「備える」の5つの行動目標からなる「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」の一環として、河川防災の出前講座を積極的に実施しています。

また、水防月間を中心に、教育機関や報道機関を通じて、防災情報の普及と促進に取り組んでいます。

(8) 水防訓練・避難訓練の実施

広島県内の市町で消防や自主防災組織等と連携した水防訓練や洪水等を想定した防災訓練を実施しています。また、避難訓練については、市町だけでなく自主防災組織が実施しているものも多くあります。

IV 減災に向けた目指すべき姿

「洪水による『災害死ゼロ』」の実現を目指し、河川管理者や市町、気象台などの行政機関が一体となって、減災に向けた取組方針に基づく取組を積極的に推進し、

すべての行政や住民等の各主体が、

施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの認識を持ち、

普段から災害に備え、

いざという時に命を守るための行動をとることができる

体制づくりが進んでいる。

状態を目指します。

V 減災に向けた取組方針について

広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会では、『広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動（平成28年度～平成32年度）』の取組を推進するとともに、施設では防ぎ切れない大洪水に備え、避難勧告等の発令判断に資する情報を県、市町、国などの関係機関で共有し、連携して洪水に関する市町の適切な避難勧告等の発令及び住民の円滑かつ迅速な避難行動の推進などに取り組み、逃げ遅れをなくし「洪水による『災害死ゼロ』」を目指します。

また、「洪水による『災害死ゼロ』」を達成するため、「適切な避難勧告の発令等」や「水防活動の効率化及び水防体制の強化」、「平時からの住民への避難行動等の周知」に関する取組を推進するほか、『ひろしま川づくり実施計画2016（平成28年度～平成32年度）』に基づき、計画的かつ着実に河川の整備を行います。

広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動 行動計画

（計画期間：平成28年度～平成32年度）

広島県管理河川大規模氾濫時の減災に向けた取組方針

（取組期間：平成29年度～平成32年度）

計画的かつ着実な 河川整備

- ・「ひろしま川づくり実施計画2016」に基づく河川整備
- ・「河川内の堆積土等除去計画」に基づく適切な維持管理 等

適切な避難勧告等 の発令

- ・水害対応タイムラインの作成
- ・洪水時におけるホットラインの構築
- ・基準水位の見直し
- ・想定最大規模降雨での浸水想定区域図の作成 等

水防活動の効率化 水防体制の強化

- ・危険箇所の確認、堤防の合同点検
- ・水防資機材の情報共有及び相互支援
- ・関係機関が連携した水防訓練 等

平時からの住民への 避難行動等の周知

- ・水害対応タイムラインの周知
- ・水害ハザードマップの周知
- ・要配慮者利用施設避難確保計画の作成支援
- ・防災情報、避難行動等の周知 等

「洪水による『災害死ゼロ』の実現

1 減災に向けた4つの施策

(1) 計画的かつ着実な河川整備

治水事業は県民の生命と財産を守る、最も根幹的な事業であり、これまで河川改修事業やダム建設事業で治水施設の整備を計画的に進めてきましたが、河川の整備には長い期間を要するため、洪水等による氾濫のおそれのある河川が、未だ多く残っています。

このため、河川改修事業等の実施に当たっては、客観的な評価により事業箇所ごとの優先度を明確にした上で、優先度の高い箇所から整備を図り、事業効果の早期実現を目指します。

【現状の課題】

- ☑ 県管理河川では、40mm/hr程度の降雨による洪水に対応できない区間が多く残っています。近年では、気象変動により施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されており、ソフト対策とハード対策が両輪となった防災・減災対策が求められています。
- ☑ 近年頻発する局地的豪雨に備え、河川の流下能力の阻害要因となる堆積土砂や樹木について、計画的な対応が求められています。

《 取組事項 》

項 目	取 組 内 容	実施主体
① 「ひろしま川づくり実施計画2016」に基づく河川整備	・ 県が管理する一級河川（指定区間）及び二級河川について、洪水による浸水被害を防止するため、優先度に基づき河川の流下断面を広げるなど洪水を安全に流下させる河川改修事業を計画的に実施。 【継続実施】	県
② 「河川内の堆積土等除去計画」に基づく適切な維持管理	・ 河川内の堆積土や樹木の状況による優先度に基づき、計画期間での対策実施箇所を明確にし、計画的に浚渫工事などを実施。 【継続実施】	県
③ 近年の浸水被害に対する治水対策の推進	・ 近年に浸水被害が生じた河川について、国、県及び市町等による治水対策検討会を設置し、防災・減災に向けたハード・ソフト対策を検討、実施。 【継続実施】	県

(2) 適切な避難勧告等の発令

都道府県が管理する中小河川は、急激な水位上昇を伴うことが多く、短期間での対応を迫られることが想定されます。

このため、住民等が円滑かつ速やかに安全な場所へ避難できるよう、広島県及び広島地方気象台は、河川水位の変化や降雨状況及び今後の見通し、堤防の浸透・侵食等の状況など避難勧告等の発令判断に資する情報を迅速かつ的確に把握し、避難勧告等の発令判断を行う市町に確実に情報伝達するなど、関係機関の連携により、適切に住民を避難させることができる体制を整備します。

【現状の課題】

- ☑ これまでの記録を超える降雨量が各地で観測されており、こうした事象に備えて住民に適切に避難勧告等を発令できるよう、市町の避難計画等を整理・確認しておく必要があります。
- ☑ 避難勧告等の発令にあたり、緊急時に市町長が行う状況判断に役立つよう、河川管理者から直接河川に関する情報を適時・適切に提供する仕組みが必要です。
- ☑ 現行の氾濫危険水位等の基準水位が、避難勧告の発令等に必ずしも活用されているとはいえない状況にあることから、市町の避難勧告等の発令に活用できるよう実態に即した基準水位とする必要があります。

《 取組事項 》

項目	取組内容	実施主体
① 水害対応タイムラインの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水予報河川及び水位周知河川において、河川の氾濫時に住民、市町、県がとるべき行動を時系列に沿って整理したタイムラインを作成し、自主防災組織・自治会等を通じて住民等へ周知。 【平成30年度出水期までに実施】 ・毎年、出水期までに水防等連絡会において、タイムラインを確認。 【平成30年度から実施】 	県 市町
② 避難計画の確認・見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水予報河川及び水位周知河川の基準水位の見直し時に避難経路や避難場所等の検証を行い、必要に応じて避難計画（計画規模）を見直す。 【平成30年度出水期までに実施】 ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図に基づき、市町の避難計画（避難所や避難場所など）を見直し住民等へ周知。 【洪水浸水想定区域図の作成状況を踏まえて検討】 	市町 (国) (県)

項 目	取 組 内 容	実施主体
③ 洪水時におけるホットラインの構築	<ul style="list-style-type: none"> 洪水予報河川及び水位周知河川の沿川市町と県建設事務所(支所)において、河川情報に関するホットラインを実施。 【平成 30 年度出水期から本格運用】 市町と広島地方気象台において、気象情報に関するホットラインを実施。 【継続実施】 毎年出水期までに水防等連絡会においてホットラインの連絡体制や伝達内容を確認。 【平成 30 年度から実施】 	県 市町 気象台
④ 基準水位の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 市町が発令する避難勧告等の目安となる洪水予報河川及び水位周知河川の基準水位について、情報伝達や避難に要する時間を踏まえた水位への見直しを行い、住民等へ周知。 【平成 30 年度出水期までに実施】 	県 (市町)
⑤ 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の作成	<ul style="list-style-type: none"> 洪水予報河川及び水位周知河川において、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を作成し、県建設事務所等での閲覧、ホームページへの掲載により公表。 【平成 29 年度から順次作成・公表】 	県
⑥ 水害ハザードマップの作成	<ul style="list-style-type: none"> 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を基にした水害ハザードマップを作成し、印刷物の配布、ホームページへの掲載等により住民等へ周知。 【洪水浸水想定区域図の作成状況を踏まえて検討】 	市町 (県)
⑦ 水位情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> 洪水予報河川及び水位周知河川について、広島県河川防災情報システムにより水位等の観測情報を提供。 【継続実施】 洪水予報河川、水位周知河川以外の河川について、危機管理型水位計※ 配置計画を検討・調整し、順次整備。 【平成 30 年度から検討、順次実施】 	県
⑧ 河川監視用カメラの設置	<ul style="list-style-type: none"> 河川監視用カメラ（CCTVカメラ）配置計画を検討・調整し、順次整備。 【平成 29 年度から検討、順次実施】 	県
⑨ 防災気象情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> 今後の予測雨量や危険度を色分けした時系列の表形式で視覚的にわかりやすく提供。 警報級の現象になる可能性について、「明晩まで」及び「数日後まで」の情報を積極的に提供。 土砂災害に加え、浸水害と洪水害についてもメッシュ情報による危険度分布の予測を提供。 【平成 29 年度出水期から実施済】 	気象台

※ 危機管理型水位計 … 洪水時のみの水位観測に特化し、機器の小型化や通信機器等のコストを低減した水位計。

(3) 水防活動の効率化、水防体制の強化

人命と財産を災害から守り被害を最小限に抑えるために、洪水時には堤防などを巡視し、災害発生危険性がある箇所では水防活動を行うことが重要です。

このため、市町、水防団、河川管理者による連携を強化するなど、洪水時での適切な河川巡視や氾濫危険性がある箇所での速やかな水防活動を実施できる体制を整備します。

【現状の課題】

- ☑ 迅速かつ的確な水防活動や適切な避難誘導を行うためには、水防関係機関で、予め想定される危険箇所や堤防の状態等について確認しておく必要があります。
- ☑ 円滑に住民を避難誘導するためには、平時から市町、水防団、河川管理者が連携した実践的な水防訓練を実施するなど、関係機関の連絡体制や役割分担、行動内容を確認し非常時に備えておく必要があります。
- ☑ 大規模な氾濫時には、市町ごとの備蓄水防資機材では不足することが想定されることから、関係機関が相互に支援する仕組みが必要です。

〈 取組事項 〉

項目	取組内容	実施主体
① 水位周知河川等における危険箇所の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年出水期までに水防等連絡会において、洪水予報河川及び水位周知河川における危険箇所等を確認。 <p style="text-align: right;">【平成 30 年度から実施】</p>	県 市町
② 河川管理者と市町による堤防の合同点検	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防について、河川管理者が「堤防区分の評価」と「河川背後地の社会的評価」による重要度を踏まえた区間区分を設定し、点検を実施。 <p style="text-align: right;">【継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤防の状態確認や防災情報の共有のため、県と市町の合同点検を実施。 <p style="text-align: right;">【平成 29 年度から検討、順次実施】</p>	県 市町
③ 堤防における浸透・侵食に関する重点監視	<ul style="list-style-type: none"> ・浸透・侵食により堤防機能に支障及び変状が生じる可能性が高い区間（重点監視区間）について、水防警報（出動）の発表時から監視を開始。 <p style="text-align: right;">【継続実施】</p>	県
④ 関係機関が連携した水防訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・水害対応タイムラインを活用するなど、多様な関係機関、住民等の参加による実践的な水防訓練を実施。 <p style="text-align: right;">【平成 30 年度中に検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川防災ステーションを活用し、国、県、市町及び水防団等を対象に、河川情報や気象情報の把握や水防工法など水防に係る研修を実施。 <p style="text-align: right;">【平成 30 年から拡充】</p>	国 県 市町

項目	取組内容	実施主体
⑤ 水防資機材の 情報共有及び 相互支援	<ul style="list-style-type: none"> 毎年出水期までに水防等連絡会において、各機関で備蓄している水防資機材の保管場所、内容及び数量等を確認・共有。 【継続実施】 毎年出水期までに水防等連絡会において、国や県が所有する排水ポンプ車等の水防用機械を非常時に利用する場合の手続き等について確認。 【継続実施】 	国 県 市町
⑥ 水防連絡体制 の確認	<ul style="list-style-type: none"> 毎年出水期までに水防等連絡会において、県と市町間の水防連絡体制を確認。 【継続実施】 毎年出水期までに、市町ごとに水防団との連絡網及び連絡内容等を確認。 【継続実施】 	県 市町
⑦ 水防に関する 広報の充実	<ul style="list-style-type: none"> 水防団員の募集、自主防災組織・企業等の参画を促すための広報を実施。 【平成30年度から検討】 	市町 (県)

〔水防活動状況等（参考）〕

年	水防警報発表の回数	水防団員数	活動回数	活動人員
H28	408回	22,312人	83回	9,683人
H27	127回	22,369人	54回	4,819人
H26	364回	22,414人	86回	5,204人

※ 活動人員は延べ人数

(4) 平時からの住民への避難行動等の周知

避難勧告等が発令された場合に、住民が適切に避難行動をとり安全を確保するためには、住民一人ひとりが、想定される災害に対してどのような避難行動をとればよいか、予め理解しておくことが重要です。

このため市町は河川管理者等と連携し、各地域における洪水などの災害発生の危険性に関する情報を平時から住民に周知するとともに、水害対応タイムラインや水害ハザードマップの配布、住民参加型の避難訓練の実施などを通じて、住民一人ひとりが普段から洪水に対応した避難場所や避難経路を確認し、いざというときには洪水発生の危険性を察知し、適切な避難行動をとることができるよう、取り組んでいきます。

【現状の課題】

- ☑ 近年、局地的豪雨が頻発するなか、災害時の避難場所や避難経路を確認していないなど災害に関する意識の浸透が十分でないことから、地域における河川氾濫の危険性の周知など、住民の災害に関する意識を高めていく必要があります。
- ☑ 気象情報や防災情報の中には用語の意味の認知度が低いものもあるため、住民の正しい理解を促進していく必要があります。
- ☑ 避難勧告等の発令が必ずしも住民の避難行動に結びついていないことから、洪水時にとるべき行動の確認など実際に住民が避難行動をとれるよう、普及・啓発等に取り組む必要があります。

〈 取 組 事 項 〉

項 目	取 組 内 容	実施主体
① 水害対応タイムラインの周知	・洪水予報河川及び水位周知河川において作成したタイムラインを自主防災組織・自治会等を通じて住民等へ周知。《再掲》 【平成 30 年度出水期までに実施】	市町 (県)
② 水害ハザードマップの周知	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を基に作成した水害ハザードマップを印刷物の配布、ホームページへの掲載等により住民等へ周知。《再掲》 【洪水浸水想定区域図の作成状況を踏まえて検討】	市町 (県)
③ 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成に関する支援	・国が作成した「要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引」等を対象施設に周知。【継続実施】 ・地域防災計画への要配慮者利用施設の指定状況や施設における避難確保計画の作成状況等について、協議会を通じて情報共有を図る。 【平成 30 年度から実施】	国 県 市町

項目	取組内容	実施主体
④ 住民参加による 避難訓練	・出水期までに水害対応タイムラインや水害ハザードマップ等を活用し、避難場所や避難経路及び危険箇所などを確認するなど、住民参加による実践的な避難訓練を実施。 【継続実施】	市町
⑤ 防災情報の周知	・「広島県河川防災情報システム」や「洪水ポータルひろしま」等を周知し、これ通じて河川水位や降雨状況など住民の警戒避難に役立つ情報を提供。 【継続実施】 ・河川防災の出前講座、避難訓練、広報誌、広報番組等により県防災WEB等の周知、防災情報メールへの登録促進。 【継続実施】	県 市町
⑥ 避難行動等の 周知	・河川防災の出前講座、避難訓練等において、水害対応タイムラインや水害ハザードマップ等を活用して、洪水時の住民の対応を周知。 【継続実施】	県 市町
⑦ 浸水実績等の 周知	・国、県、市町が保有する過去に発生した浸水被害等に係る情報を収集し、住民に周知。 【平成29年度から実施】	国 県 市町

〔広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動 防災・減災に関する県民意識調査結果（参考）〕

項目	H26	H27	H28	H32(目標)
災害の種類に応じた避難場所・避難経路を確認した人の割合	13.2%	54.0%	60.5%	90.0%以上
県・市町の防災情報メールを登録している人の割合	8.4%	11.3%	11.3%	40.0%
防災教室・防災訓練へ参加した人の割合	35.1%	32.9%	36.8%	60.0%
非常持出品を用意している人の割合（※）	52.8%	65.9%	67.6%	70.0%

（※）平成29年9月、項目を「非常持出品を用意し、かつ、3日分以上の食糧や飲料水の備蓄を行っている人の割合」に変更し、平成32年度の目標数値は70.0%としている。

2 取組期間

平成29年度から平成32年度まで（4年間）

3 取組方針のフォローアップ

- (1) 各構成員の取組内容については、必要に応じて広島県の水防計画や市町の地域防災計画等に反映することにより責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組んでいきます。
- (2) 協議会は、国直轄河川や各都道府県の減災に向けた取組状況を収集し、各構成員へ情報提供します。
- (3) 毎年、協議会を開催して各構成員の取組状況をフォローアップし、必要に応じて「広島県管理河川大規模氾濫時の減災に向けた取組方針」の見直しを実施します。
- (4) 今後検討することとしている項目等については、協議会で調整・確認し、順次実施していきます。
- (5) 協議会での取組内容等について、広島県のホームページ等で公表します。

広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会（東部建設事務所管内）規約

（設置）

第1条 水防法（昭和24年6月4日法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会（東部建設事務所管内）」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、広島県、三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅町、神石高原町、中国地方整備局、広島地方気象台が連携して、広島県東部建設事務所管内における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

（協議会の対象河川）

第3条 協議会は、別表1の河川を対象とする。

（協議会の構成）

第4条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。

2 協議会は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）も参加できる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 現状の水害リスク情報及び各構成員が実施している現状の減災に係る取組状況等の共有
- 2 県管理河川の流域ごとに、水位情報に加え、避難勧告等の発令に資する情報提供
- 3 その他、広島県管理河川の氾濫に関する減災対策において必要な事項

（幹事会の構成）

第6条 協議会には、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表3の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表3の職にある者以外の者（学識経験者等）も参加できる。

（幹事会の実施事項）

第7条 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行う。

（会議の公開）

第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に

諮り非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とする。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第10条 協議会の庶務を行うため、広島県土木建築局道路河川管理課に事務局を置く。

2 事務局は、必要に応じて各構成員の担当者を参集し、事前調整会議を開催することができる。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

附 則

本規約は、平成29年2月8日から施行する。

平成30年2月7日 一部改正

別表 1

一級河川 芦田川水系指定区間 芦田川

一級河川 芦田川水系指定区間 瀬戸川

一級河川 芦田川水系指定区間 河手川

一級河川 芦田川水系指定区間 高屋川

一級河川 芦田川水系指定区間 吉野川

一級河川 芦田川水系指定区間 加茂川

一級河川 芦田川水系指定区間 箱田川

一級河川 芦田川水系指定区間 服部川

一級河川 芦田川水系指定区間 有地川

一級河川 芦田川水系指定区間 神谷川

一級河川 芦田川水系指定区間 砂川

一級河川 芦田川水系指定区間 出口川

一級河川 芦田川水系指定区間 御調川

二級河川 沼田川水系 沼田川

二級河川 沼田川水系 天井川

二級河川 沼田川水系 仏通寺川

二級河川 沼田川水系 梨和川

二級河川 沼田川水系 菅川

二級河川 沼田川水系 椋梨川

二級河川 和久原川水系 和久原川

二級河川 藤井川水系 藤井川

二級河川 本郷川水系 本郷川

二級河川 羽原川水系 羽原川

二級河川 山南川水系 山南川

二級河川 西野川水系 西野川

二級河川 手城川水系 手城川

その他 広島県 東部建設事務所管内における指定区間内の一級河川及び二級河川

別表 2

広島県土木建築局長
広島県東部建設事務所長
広島県東部建設事務所三原支所長
三原市長
尾道市長
福山市長
府中市長
世羅町長
神石高原町長
中国地方整備局福山河川国道事務所長
広島地方気象台長
(オブザーバー)
広島県危機管理課
中国地方整備局河川部

別表 3

広島県土木建築局道路河川管理課長
広島県土木建築局河川課長
広島県東部建設事務所次長(技術)
広島県東部建設事務所三原支所次長(技術)
三原市危機管理監危機管理課長
三原市建設部土木管理課長
尾道市総務部総務課長
福山市総務局総務部危機管理防災課長
福山市建設局建設管理部建設政策課長
府中市総務部総務課長
府中市建設産業部監理課長
世羅町総務課長
神石高原町総務課長
中国地方整備局福山河川国道事務所副所長
広島地方気象台防災管理官
(オブザーバー)
広島県危機管理課
中国地方整備局河川部

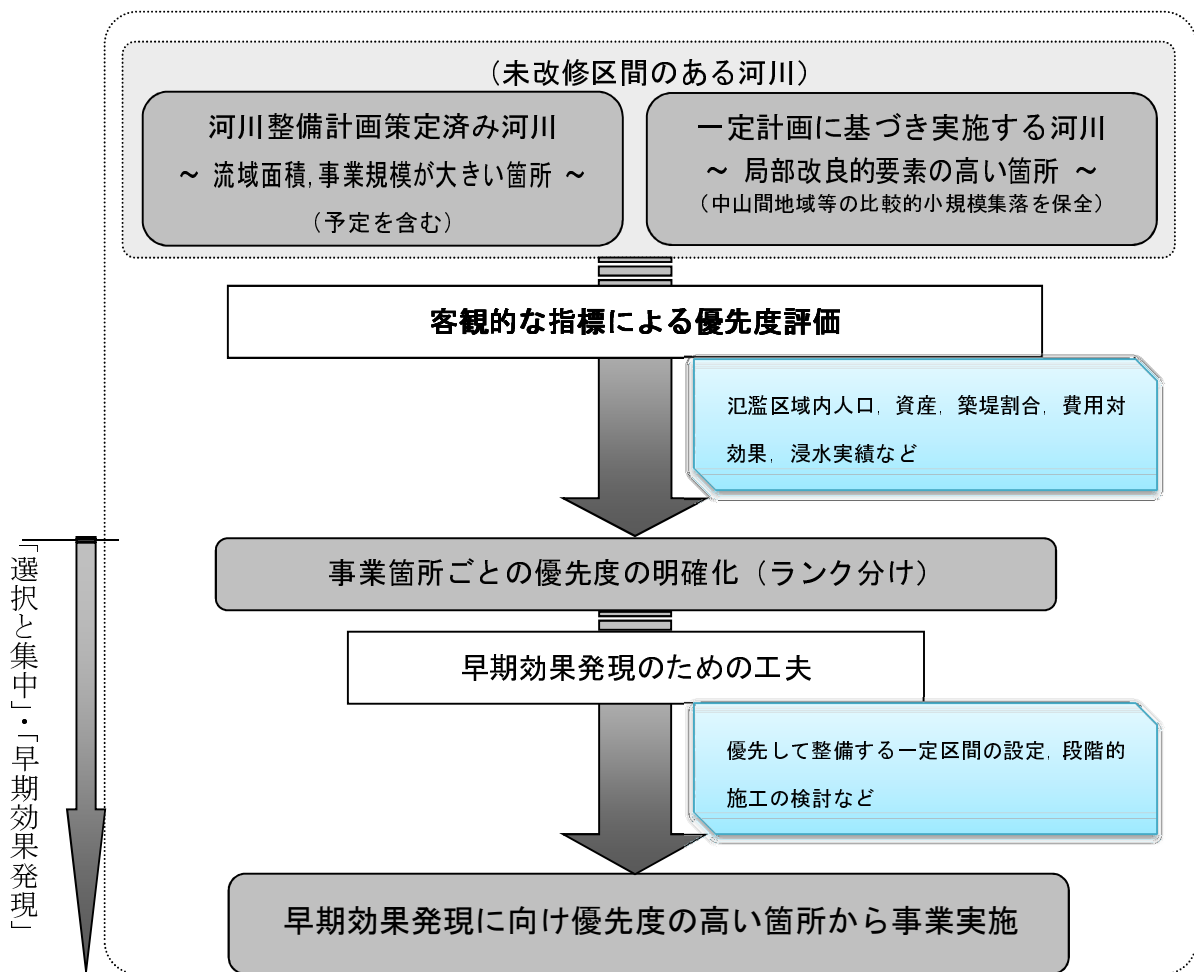
Ⅲ 計画の内容

チャレンジⅠ 災害の防止・軽減対策の充実・強化

(1) 事業箇所別の優先度の明確化と創意工夫による早期効果発現

◆ 河川事業実施フロー

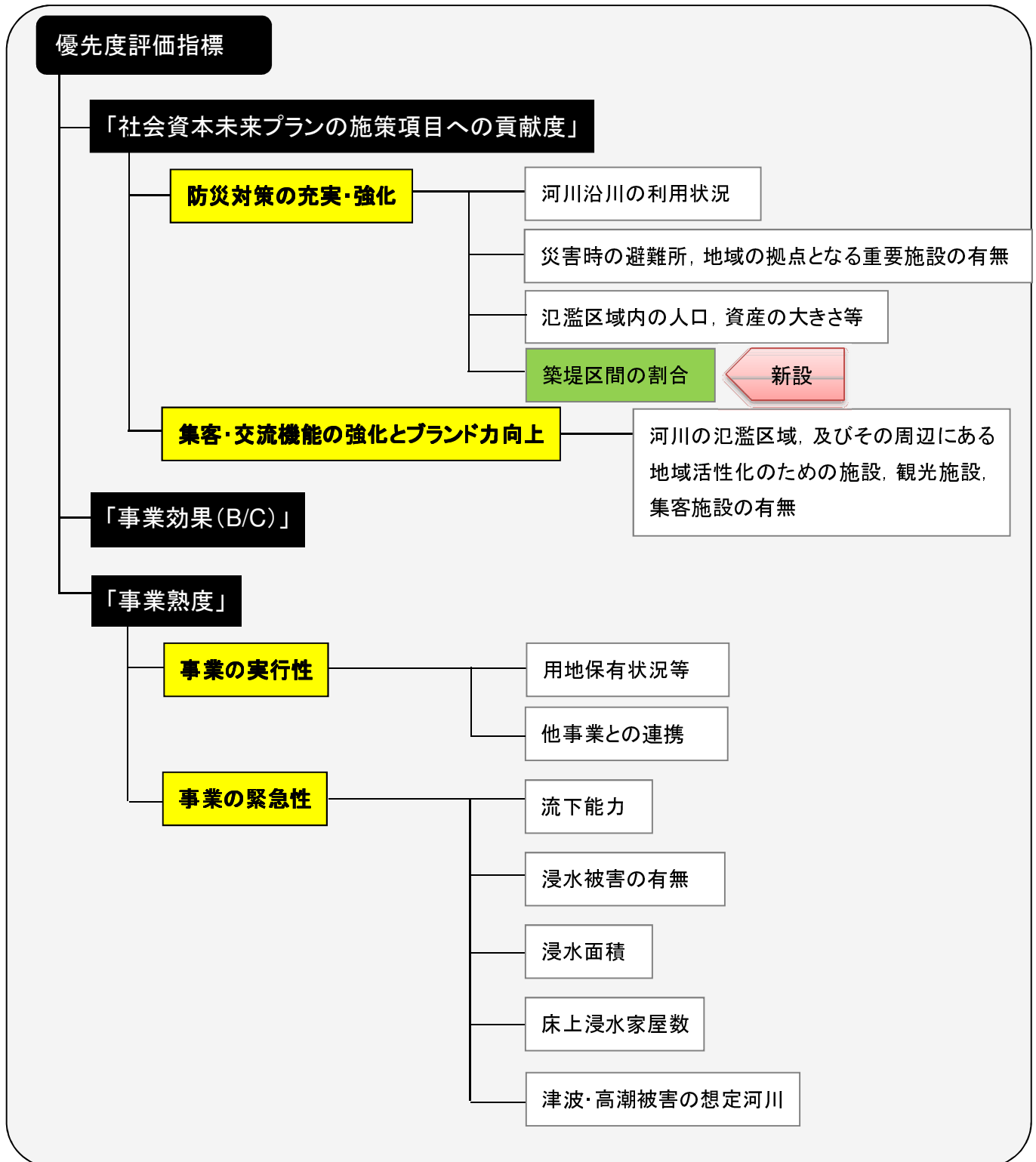
未改修区間のある河川を「河川整備計画策定済み河川」, 「一定計画に基づき実施する河川」に区分し, 事業実施河川を選定しました。



◆ 優先度評価指標

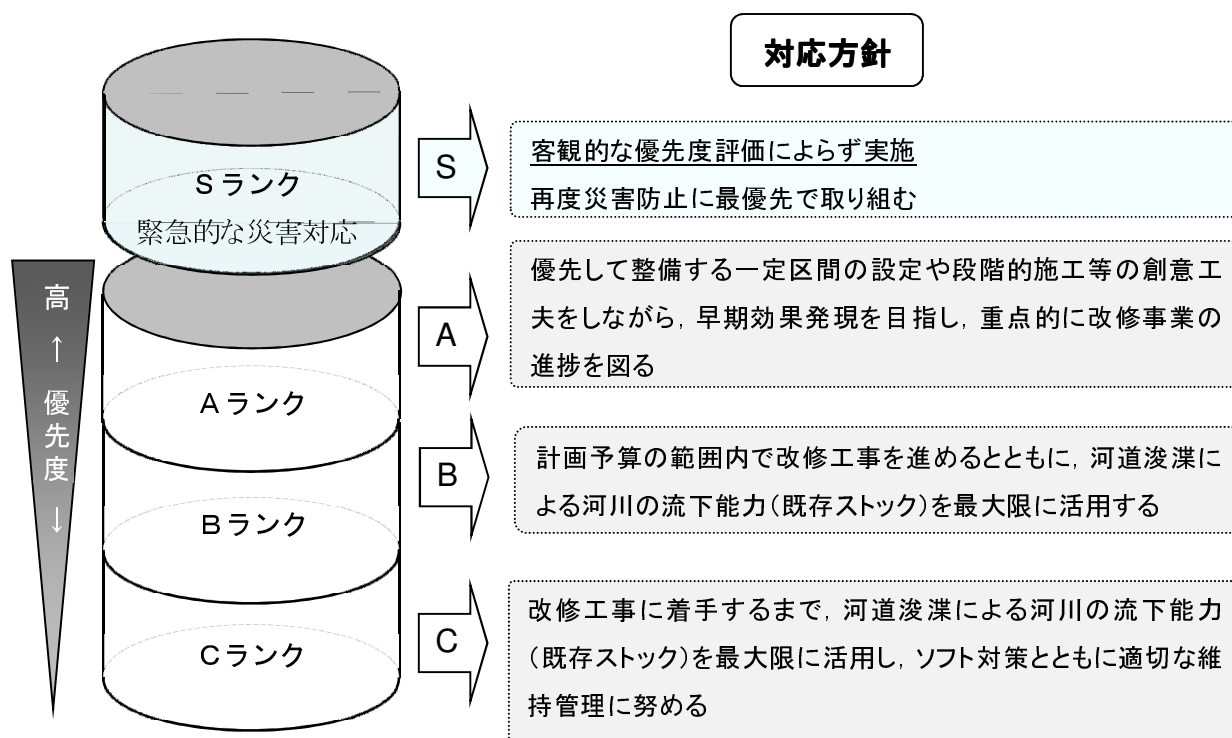
次の客観的な指標により、各事業箇所での優先度評価を行いました。

なお、平成27年9月の関東・東北豪雨災害を踏まえ、築堤区間防護の重要性が再認識されたことから、新たに「築堤区間の割合」を評価指標に加え、築堤整備の重点化を図ります。



◆ 河川事業・高潮事業のランクごとの対応方針

河川改修・高潮対策事業など改修系の事業箇所について、「客観的な評価指標による優先順位付け」を行った後、全箇所を3つのランクに区分し、つぎの対応方針により事業を実施します。



河川改修・高潮対策事業の優先度

IV 成果目標

防災・減災対策の充実・強化

◆ 目標①【 洪水高潮防護達成人口率 】

本県が管理している河川において、洪水や高潮により浸水被害が想定される区域内の人口に対する、改修が完了した区域内の人口の割合を「防護達成人口率」として評価指標としました。

$$\text{洪水高潮防護達成人口率} = \text{防護達成人口} / \text{浸水想定区域内人口}$$

※ 浸水想定区域は広島県が管理している河川を対象としています

平成 28 (2016) 年度から平成 32 (2020) 年度の 5 年間の投資により、洪水高潮防護達成人口率を現況値の 60.3%から 63.0%まで引き上げます。

当初現況値 (H28 当初)	最終目標値 (H32 末)
60.3%	63.0%

V 河川改修・高潮対策事業の実施箇所

- 1 実施箇所は、計画期間内(H28～H32)に実施する箇所について、社会資本整備調整会議において、地元市町の意見を伺いながら選定しています。
- 2 この実施箇所一覧に記載していない箇所を実施する場合は、計画を変更したうえで対応する必要があります。
- 3 但し、災害や点検の結果等により、緊急的な対応が必要となった場合には、この実施箇所一覧以外の箇所であっても柔軟に対応します。

番号	河川名	箇所	整備計画		
			完成	継続	継続
河川整備計画策定河川					
23	瀬戸川	福山市草戸町～佐波町			●
24	手城川	福山市東手城町～春日町			●
25	有地川	福山市駅家町～芦田町			●
26	加茂川	福山市御幸町～加茂町			●
27	御調川	府中市父石町～尾道市御調町			●
28	沼田川(高潮)	三原市明神町～和田町	●		
29	沼田川	三原市新倉町～本郷町			●
30	梨和川	三原市本郷町		●	
一定計画河川					
51	藤井川	福山市南今津町			●
52	本郷川	福山市南今津町			●
53	藤井川	福山市高西町	●		
54	四川	福山市加茂町			●
55	阿下川	神石高原町阿下			●
56	椋梨川	三原市大和町		●	
57	芦田川	三原市大和町			●
58	宇津戸川	世羅郡世羅町		●	

II 堆積土などの現状と課題

1 堆積土などが治水に与える影響

本計画では、堆積土や樹木が治水に与える影響を次のとおり3段階に評価します。

レベル	治水上の影響
1	治水に与える影響が小さいと判断できる状態。
2	治水上の影響があり、重点的に監視しながら対策を検討する必要がある状態。
3	治水上の影響が大きく、緊急に対策を実施する必要がある状態。

III 実施方針

6 優先度評価

本計画では、レベル2と判断した区間について、実施箇所を選定するため、次の指標により、優先度評価を行いました。

評価指標	指標の概要
河川の重要度	河川背後地の人口・資産の状況、堤防・掘込の別により重要度を設定。
河川の改修状況	「ひろしま川づくり実施計画 2016」において、改修工事に着手するまで、既存ストックを最大限に活用することとした箇所。
近年の浸水実績	最近5年間の浸水実績。
河川特性	流れの支障となる橋梁があるなどの河川の特性。
地域特性	沿川に避難所があるなどの地域の特性。

IV 成果目標

平成28年度から平成32年度までの5年間の投資により、本計画で設定した長期目標の達成に向け、次のとおり成果目標を設定します。

成果目標(H28～H32)	
堆積土・樹木 ^{※1}	レベル3 ^{※2} を解消し、レベル2 ^{※3} の延長を約1割 ^{※4} 削減する。

※1：樹木については、自然環境への配慮から皆伐しない場合があります。

※2：治水上の影響が大きく、緊急に対策を実施する必要がある状態。

※3：治水に与える影響があり、重点的に監視しながら対策を検討する必要がある状態。

※4：土砂の堆積が経年的に進行し、1年間あたり18kmの区間がレベル1からレベル2へ移行すると仮定（平成26年度実績より）し、目標を設定しています。